

## 第1章 総論

### 第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物（以下、「ごみ」と言う。）は、バブル景気の拡大に伴い全国的に急増しましたが、近年の景気低迷の影響、分別収集の多種分別化やもったいない意識の浸透等によるごみ減量行動の拡大などにより、平成12年度をピークにして減少傾向が続き、現在ではバブル景気が始まったと言われていた昭和61年度のごみ排出量に近づいています。

しかし、今日の地球は、資源やエネルギーの浪費により、天然資源の枯渇や地球温暖化現象が顕在化し、人類存続の危機に直面していると言われていています。それにも関わらず、私たちの暮らしは依然として、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを基調とし、そこからの脱却が出来ていません。

現在の地球環境問題を解決していくためには、地球規模で社会経済システムを大きく改変していく取り組みが必要ですが、一方で、地域で取り組めることは市民や事業者の力を活かして地域が先進的に取り組みを進め、広く情報を発信し、取り組みを同じくする地域と相互に交流しながら、地球環境問題解決の取り組みをリードしていくことも重要です。

現行の生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成17年3月に、平成25年度を最終目標年度（平成20年度を中間目標年度）として策定しました。その後、上位計画である生駒市第5次生駒市総合計画を平成22年3月に策定し、また、生駒市環境基本計画を平成21年3月に策定しています。

これらの上位計画との整合性を保ちつつ、現在の地球環境問題を解決に向けて地域から循環型社会構築のための新たな取り組みを推進するため、生駒市のごみの適正処理とごみ減量の推進を目指し、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定を行いました。

### 第2節 計画の性格と位置付け

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」と言います。）第6条第1項の規定に基づき定めるものであり、地球環境問題の解決という長期的展望を持って、平成23年度から32年度に至る今後の10年間の生駒市のごみの適正処理と循環型社会構築を目指した取り組みの基本方向を示すものです。

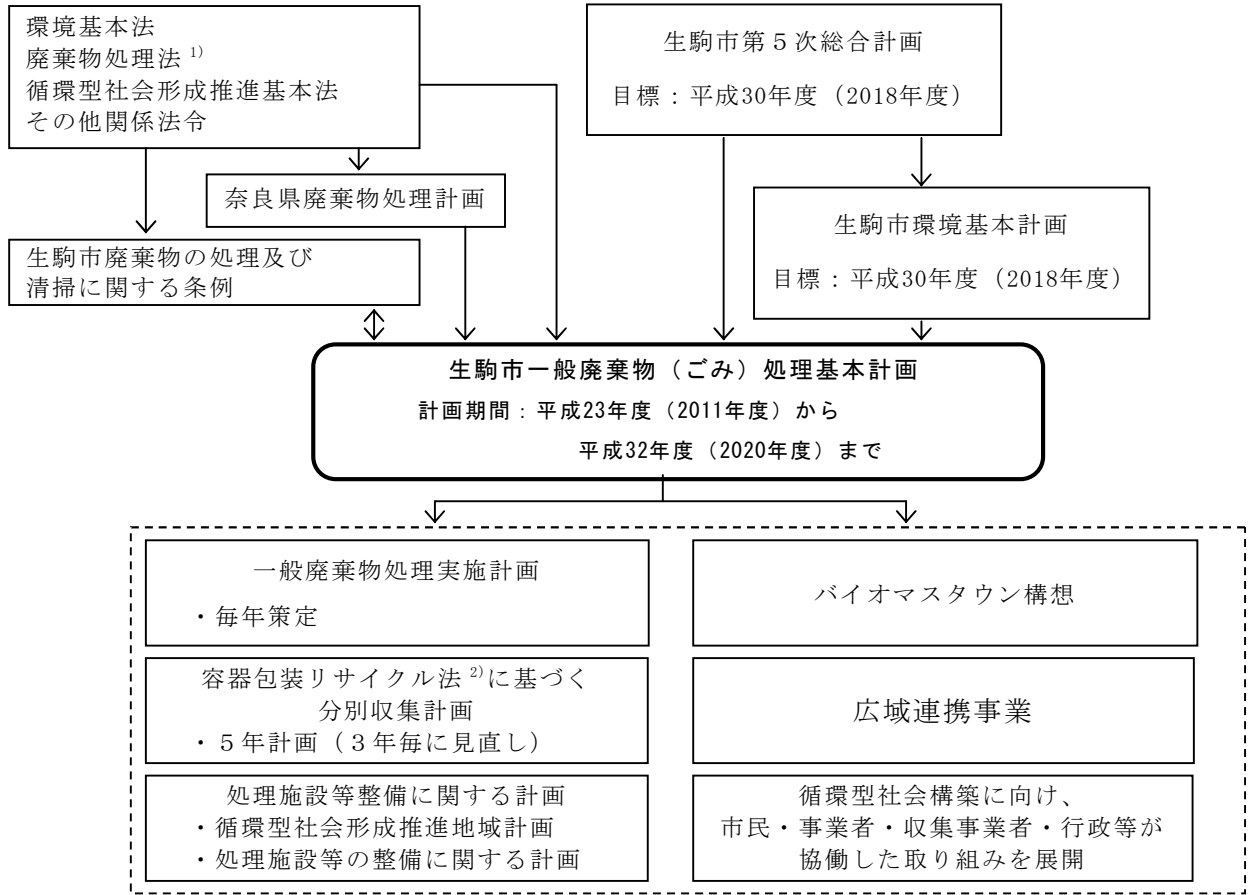
本基本計画の性格と位置付けは以下のとおりです。

- I. 上位計画である「第5次生駒市総合計画」（平成22年3月策定）、「生駒市環境基本計画」（平成21年3月策定）の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画です。
- II. 廃棄物処理法、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法、生駒市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例等との整合性を保ちつつ、今後のごみの適正処理とごみ減量の推進を目指した取り組みに関して、一般廃棄物処理行政全般に係る基本方向を定めた計画です。
- III. 本基本計画は、バイオマスタウン構想、廃棄物の実施計画（毎年策定）、分別収集

計画、ごみ処理施設整備計画等の基本指針であるとともに、近隣都市等と広域連携事業を実施する場合の指針となるものです。

IV. 循環型社会の構築に向けた、市民・事業者・市の三者協働の取り組みの長期展望を示しています。

図 1-1 計画の性格と位置付け



注1) 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

2) 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

### 第3節 計画目標年度

平成23年度（2011年度）を初年度とし、10年後の平成32年度（2020年度）を最終目標年度とします。計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物処理・資源化に関する法律・諸制度が大きく変化した場合、また、本市の実態と本基本計画の内容とに大きな食い違いが生じた場合などにおいては、適宜計画を見直します。

図 1-2 計画の目標年度

平成23年度 (2011) 初年度	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020) 最終目標

← 計画期間 →

〈参考〉 第5次生駒市総合計画

【計画期間】 基本構想 : 平成21～30年度  
基本計画 前期: 平成21～25年度 後期: 平成26～30年度

【基本構想】

(将来都市像) 市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒  
(まちづくりの目標) I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち  
II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち  
III 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち  
IV いつも安全、いつまでも安心して暮らせるまち  
V 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(人口・世帯数のフレーム) 121,000人 46,000世帯(平成30年)

(廃棄物部門に関する施策の大綱)

環境配慮型社会の構築:地球温暖化をもたらすエネルギーの削減や新たなエネルギーの活用など、環境への影響を配慮した資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が、自ら学び、責任を自覚し、行動を変えていきます。また、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるとともに、廃棄物の適正な処理を行います。

【基本計画(前期)】

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(3) 環境配慮型社会の構築

① 3R(リデュース・リユース・リサイクル)

■ 目指す姿

◎ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の意識が、市民や事業者に浸透し、持続可能なまちづくりがなされている。

◎ 市民・事業者との協働により、資源とごみの分別が適切にされるなど、ごみ処理のルールが守られ、ごみの発生が少ないまちになっている。

〈参考〉 生駒市環境基本計画

【計画期間】 平成21～30年度

【総合ビジョン】 豊かな自然と歴史と未来が融合したまち「いこま」

【分野別ビジョン】

自然分野ビジョン:四季を感じられる生駒

せいかつ環境分野ビジョン:「すてる」をすてた地球にやさしい暮らし

まち・みち環境分野ビジョン:歩きたくなるたのしいまち・みち

エネルギー環境分野ビジョン:省エネと自然エネルギーで快適に暮らせるまち